

鳥取県議会全員協議会資料  
令和3年11月25日

航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC  
-46A）の配備に係る国への回答について

令和3年11月25日

鳥 取 県



中国四国防衛局長 様

鳥取県知事

航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の  
配備について（回答）

令和3年11月1日付中防企地第5131号により協議のあったこのことについては、  
実機による展示飛行・騒音測定を含めた安全性の検証並びに米子市及び境港市の意見を踏  
まえ、了承します。

ついては、米子市及び境港市から付された別添の意見並びに昭和54年1月26日閣議  
了解「美保飛行場周辺における生活環境の整備、地域振興等について」の趣旨を十分に尊  
重し、下記事項について最大限の誠意ある対応をなされるよう要請します。

#### 記

- 1 住民の安全の確保のため、例えば、技術的課題について地元の説明した対策を徹底す  
ること、空中給油訓練は海上で行うことなど、空中給油・輸送機の安全運航及び燃料タ  
ンク等の地上施設の安全対策に万全を期すこと。
- 2 新たな技術的課題の判明など安全上の課題が発生した場合は、速やかに情報提供を行  
い、地元に対して丁寧な説明を行うとともに誠実に対応すること。この場合において、  
地元が要請するときは、必要に応じて美保基地における運用の見直しも検討すること。
- 3 生活環境に支障を来さないよう、騒音対策に万全を期すこと。また、生活環境整備や  
地域振興について特段の配慮と一層の対策を講じるとともに、特定防衛施設周辺整備調  
整交付金及び防衛施設周辺整備事業について十分措置すること。
- 4 現在、就航している羽田便（国内線）やソウル便、香港便及び上海便（国際線）のほ  
か、今後就航する定期便・チャーター便を含め、民間航空機の運航及び拡充等に影響  
が生じないように配慮すること。
- 5 美保基地の運用の変更や配備される航空機の機種変更・機数増等を行う場合は、速や  
かな情報提供と事前協議を行い、地元の理解を求めること。
- 6 航空輸送を中心とした業務を行う美保基地の位置付け及び性格に変更を生じないもの  
とすること。



地振起第711号-3  
令和3年11月22日

鳥取県地域づくり推進部長

米子市総合政策部長



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の配備  
に対する回答の確認について（回答）

空中給油・輸送機（KC-46A）については、実機による展示飛行・騒音測定を確認し、また、防衛省から、安全に任務遂行するための運用方法について説明を受けたところです。

令和3年11月2日付け第202100194746号で照会があった標記の件については、平成29年2月27日付け地政起第508号-1の回答に変更はありません。

なお、美保基地への配備にあたっては、平成29年2月27日付け地政起第508号-1及び令和元年9月9日付け地振起第622号-1の申入れ事項のとおり、下記の事項を十分に尊重いただくようお願いします。

#### 記

- 1 空中給油・輸送機（KC-46A）の整備を進めるにあたっては、地元への迅速かつ丁寧な説明を行うなど、誠意ある対応を行うこと。
- 2 住民生活に支障をきたさないよう、安全運航や騒音対策に万全を期すこと。
- 3 昭和54年1月26日閣議了解「美保飛行場における生活環境の整備、地域振興等について」の趣旨を十分に尊重し、生活環境整備、地域振興及び民生安定等に一層の対策を講じることについて、さらなる配慮を行うこと。
- 4 今後、空中給油・輸送機（KC-46A）を含め、美保基地における航空機の配備機数が増加する場合は、事前に協議すること。



受 境 都 第 3 8 2 号  
令 和 3 年 1 1 月 2 2 日

鳥取県地域づくり推進部長 様

境港市建設部長



航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の配備  
に対する回答の確認について（回答）

令和3年11月2日付第202100194746号で照会のあった標記の件については、平成29年2月27日付受境都整第391号の回答に変更ありません。

なお、この平成29年回答に付した意見も踏まえ、下記の事項を国に対して働きかけていただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 美保基地での運用にあたっては、市民の安全を確保するため、空中給油訓練は海上で行うこととし、万が一の事故対応や、燃料タンク等の地上設備を含め、安全対策を徹底すること。
- 2 空中給油・輸送機（KC-46A）は、新たな機種配備であることを考慮し、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう、周辺環境の整備及び地域振興について、特段の配慮と一層の対策を講ずること。
- 3 美保基地の運用等に変更が生じる場合は、速やかな情報提供と事前協議を行うこと。
- 4 引き続き、昭和54年1月26日閣議了解「美保飛行場における生活環境の整備、地域振興等について」の趣旨を十分に尊重すること。

担当：都市整備課港湾空港対策室 梅谷 電話 0859-47-1027